令和 8 年度 第 2 回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和 8 年度 第 2 回公共調達監視委員会を令和 8 年 9 月 28 日（月）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

１　審査対象期間　令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

２　委員会の成立

委員全員の出席をいただきました。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

３　前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和 8 年 6 月 26 日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件 1 件について審議した結果を報告書としてまとめています。

４　公共調達審査会審議結果報告

令和 8 年 9 月 18 日に開催しました公共調達審査会は、委員 3 名全員の出席により、対象期間が令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの案件 75 件のうち 20 件を抽出し、審議いたしました結果、全案件について適正処理との結果であったことをご報告いたします。

５　抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで、対象案件 75 件のうち 20 件を抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

なお、抽出は、公共工事については全てを対象とし、物品・役務等については、公募等による場合の参加者（応募者）が一者しかいないもの、予定価格が高額のもの、落札率が低いものの案件から抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

６　対象案件の審議

対象案件中 16 件は一般競争入札、4 件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）競争入札 16 件の説明をいたします。

契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠等の説明

（委員長）ただいまの説明いただいた競争入札の件について、ご質問またはご意見がございましたら、発言をお願いします。

（委員）競争通番 1 番の公共工事ですけど、落札率があまりにも低く、その低さについての説明の中で「コスト削減がなされていることが認められ」ということですけど、契約金額が予定価格の半分以下になっていますので、少し違和感があるのですか、何か特別な事情とかあるでしょうか。

（局）予定価格については、前年度に参考見積もりをとった電気工事の専門業者が算出した直接工事費の金額を基準にしており、今年度に工事することを見越して、物価や人件費の上昇を勘案して算出しております。なぜ予定価格と契約金額がこれだけ乖離しているのかということですが、実際、応札者は 17 者ありまして、そのうち 9 者が 1000 万円を超える価格での入札でありました。金額が低い応札者は 500 万円から 600 万円辺りの金額で入札していました。契約した株式会社シンテックは、下請けを使わないで工事を行う会社であり、参考見積もりをとった専門業者の直接工事費には、機器の取付けや取外しの費用とかが含まれていたのですが、株式会社シンテックは下請けを使わない分、人件費にかかる部分がかなり抑えられていたということが、低入札価格調査を行った結果としてわかりました。さらにかなり多くの高圧電気工事を行っている会社であり、メーカーとの取引も多く、ノウハウもありますので、その部分で他の入札した会社よりも、かなり安い金額で入札できたということが低入札価格調査でわかりました。

（委員）ありがとうございます。やはり人件費の占める部分はかなり大きいのですね。

（委員長）競争参加資格で、対応する等級Ｃに直近下位の等級Ｄを加えたと書いてありますが、株式会社シンテックの等級はどちらですか。
　何が言いたいのかといいますと、これは珍しい工事ではなく、各庁舎が何年かに一度、あるいは一年に何回か、このような更新工事を必ず行うと思うのですけど、契約金額が極端に低いというのは、参考見積もりの出し方があまり適切ではなかったのかなという気がしたのですが。

（局）資料には等級ＣとＤになっているのですが、これは間違いで、正しくは等級ＢとＣであります。株式会社シンテックは等級Ｂに該当する会社です。
　参考見積もりが高いというのは確かにあるのですけど、物価の上昇であるとか、人件費の上昇とかを考慮して算出したものです。

（委員）入札額で一番高く入れた会社は 1000 万円を超えているとおっしゃっていましたけど、差し支えなければ、いくらぐらいの金額だったのですか。

（局）一番高かったのは 2000 万円ぐらいでした。

（委員）2000 万円ぐらいですか、なるほど。それで 1000 万円以上が 9 者とおっしゃっていま

したよね。

（局）一番高い入札額が断トツに高いわけではなく、1900 万円、1800 万円、1500 万円などの入札額もありましたので、少しの差で続いているという感じでした。

（委員）競争通番 2 番ですか、その他の審査要件の文章を読んでみると「監理業務は実際に設計した事業者が行うのが一般的なので、設計を担当しない業者はどちらかというと参入障壁が高い」というようなことが書かれているのですけど、この文章を読むと、そもそもこの案件が競争入札に適しているのかどうなのかと思うところがあるのですが。

（局）そうですね、監理業務は設計している事業者が行った方がスムーズに行えるというのは、確かにあるとは思うのですけど、絶対に設計してない別の設計士が監理できないかと言われると、そういう根拠もないので、やはり入札を行う必要がある案件だと思います。

（委員）一応、そういう理屈になりますよね。文章だけを読んでいると、参入障壁がとても高いということで、それで守られるのかなというような読み方ができるので、この文章の書き方がいいのかどうかというのはありますね。労働局としては適切に競争入札を行ったけど、全く知らない外部から見ると、やはり同じＩＳ建築設計が入札を取りましたということになると、一般競争入札に適するのかどうかというふうに思われますよね。その他に何か要件があるというようなことが記載されていればいいのですけど、これだけを見ると、設計者がこの入札を取るというような感じがしますね。

（委員）実際に声かけしたと書いてありますが、どの程度、声かけをしたのですか。

（局）3 者くらいに声かけをしました。

（委員長）今、各事業者が LED 転換工事を行っていますので、いろんな工事の案件を見ることがあるのですが、必ずしもその設計業者が行っているとは限らないと思うのですけど、実際は、そういうふうに言われるのでしょうね。

（局）そうですね。特に神戸公共職業安定所は断トツに規模が大きくて、神戸西労働基準監督署も規模が大きいところなので、調光設備や人感センサーなどの細かい仕様とかは、なかなか難しい部分があります。

（委員長）よく分かりました。ありがとうございます。

（委員）幾つかの案件で、競争参加資格に「過去連続して 2 回以上 1 者応札であったことから」ということで、競争参加資格を拡大しましたという文言があるのですが、今までもこの

ようにしてきたのですか。

（局）そうですね、過去から同じような取り扱いをしています。

（委員）わかりました。ありがとうございます。2 者の応札があった場合、次は競争参加資格を拡大しないということになるのでしょうか。

（局）過去に 1 回でも同じ案件で 1 者応札であれば、その後も競争参加資格は拡大しております。

（委員）ずっと拡大しているということですね。わかりました。

（委員）予定価格の積算根拠に「任意の事業者 2 者から参考見積を徴取した」というのがあるのですけど、任意の事業者 2 者というのは、過去に契約したことのある事業者ですか。

（局）そうですね。

（委員）過去に契約したことのある事業者からの参考見積もりを基に予定価格を算出しても落札率が 6 割とか、これだけ差が出てくるのはどういう理由ですか。

（局）結果から言いますと、参考見積もりの金額から少し高めに積算しております。

（委員）物価の上昇とかを考えて、少し高めに積算しているのですか。

（局）そうですね。2 者の参考見積もりの間の金額を取って積算しているのですけど。

（委員）それをもっと多くの事業者、例えば 5 者から参考見積もりを徴取すれば、かなり違ってきますよね。

（局）そうですね。

（委員）2 者というのが、かなり少ないなと思うのですけど、たまたまその業者の高い部分とか低い部分があったりすると予定価格に影響しますよね。

（局）そうですね。もう少し声かけができればなというところはあるのですけれど、なかなか過去の実績から、少し声かけしにくいという状況や事情があります。

（委員）文書保管委託契約ですが、今は、かなりペーパーレスの時代になってきていますけ

ど、まだこれだけの契約金額が必要なのかと、少し違和感を持ったのですが、そのあたりは、如何でしょうか。

（局）確かに、段々少なくはなってきていますが、現在、保管が 1 万箱あり、昨年、新しく保管したのが約 2000 箱で、倉庫から出したのが約 5000 箱なので、昨年だけで 3000 箱減少したことになります。これまでは紙で大量に保管していたのですが、保存年限が切れた文書とかを減らしているので、少なくはなってきています。ただ、それでも労働局や監督署、安定所では賄いきれない量があるので、契約を続けているという状態です。

（委員）来年なったら、またかなり減ることになるということですか。

（局）今の流れで行くと、少しずつ減っていくとは思います。

（委員）入札公告に、英語表記が入っているものと入ってないものがあるのですが、その違いは何ですか。

（局）英語表記が入っているものは政府調達案件で、入札案件でしたら予定価格 2000 万円以上であれば官報公告をしますので、英語表記が入っています。

（委員）予定価格が高いのは、英語表記が入っているということですか。

（局）はい、そうです。

（委員長）競争通番 24 番や 26 番には「値上げが見込まれる商品が多数あり、入札を見送った旨を確認した」と書かれており、結局、1 者応札になったというのがありますが、落札したのは昨年と同じ事業者ですか。

（局）はい、そうです。

（委員長）やはりそれは、実績を作っておかなければいけないということでしょうか。値上げは、全事業者共通だと思うのですが。

（局）そうですね。その中でも何とか実績作りというか、入札してくれたのが、この 1 者というところでありまして、少し品目が多いので、なかなか対応するのが難しいというのは聞いております。

（委員長）リスクをどう取るかですかね。

（委員長）競争通番 35 番の就職支援セミナー事業は、毎年、入札案件として挙がっていて、大体、1 者応札の案件だと思うのですけど、今回は 2 者参加したということですが、こういうセミナーは、元々、本省の方から内容が指定されていて、特定の事業者に事実上、集中するというような状況だということを以前に伺ったような気がしたのですけど、今回はそうではないのですか。

（局）この委託事業に関しては、セミナー事業なので、専門事業者あるいは得意な事業者がいくつかあり、応札が 1 者のときもありますけれど、今回のように複数者いるときもあります。

（委員長）この種のセミナーが毎年、内容が大きく変わることはないにしても、実施する事業者が変われば、内容が少し変わってくるとは思うのですけど、それは差し支えないのですか。

（局）実施要項に定められている内容で、仕様を満たす内容であれば、特に差し支えないというところです。

（委員長）受託事業者であれば、間違いなしにきちんと遵守するだろうということですかね。わかりました、ありがとうございます。
　それでは、随意契約について説明をお願いします。

（局）随意契約 4 件の説明をいたします。
　　契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠等の説明

（委員長）はい、ありがとうございました。これらの案件につきまして、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

（委員長）随意契約 35 番の障害者就業・生活支援センター事業委託契約ですが、兵庫県知事から事業者が指定されているということで、今回も随意契約としたということですかね。

（委員）兵庫県知事から指定され、かつ当該地域における本事業を行う者として推薦された唯一の団体に委託するということですよね。

（局）はい、そうです。

（委員）わかりました。

（委員長）はい、ありがとうございました。いろいろな質問、意見等を聞くことができまし

たが、本日、審議を行ったなかで、何か不適切な点などはございますか。

（委員からの意見はなし。）

（委員長）ご意見が出ませんでしたので、設置要綱第 5 条第 4 項に基づきまして、委員の全員の意見として、本日審議を行った案件については、とくに不適切な点、または改善すべき点はなかったと判定いたします。

６　審議結果（委員長）

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

また、設置要綱第 5 条第 2 項に基づきまして、本日の議事概要をホームページ掲載することにし、審議内容を兵庫労働局長へ報告することにいたします。

以上で、本日の審議につきましては、すべて終了とさせていただきます。

７　閉会